

調整給付金(不足額給付分)^(※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年度に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したもので

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
立山
町長殿

立山町
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入の上、提出してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円^(※)が支給されます。確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった方のうち以下のいずれかにあてはまること

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
- ・青色事業専従者又は事業専従者(白色)

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、立山町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () 令和6年1月1日時点の住所 同上 ☐

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () 署名
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則「1. 申請者」の口座とします。)

①～③のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している方に限ります。

□ ②下記の現在使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ 当該口座の確認について、町関係部局に照会することを承諾します。

□ ③下記の口座に振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間、入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店・支所 出張所	1普通 2当座		
		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、口座による受け取りが出来ない方は、健康福祉課社会福祉係(電話:076-462-9954)までお問い合わせください。

提出書類

□ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 以下の必要事項をご記入ください。

□ 誓約・同意事項(表面上部)

□ 振込口座(裏面上部)

□ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)

□ 署名(裏面下部)

□ 『本人(代理人)確認書類の写し』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

□ 『受取口座を確認できる書類の写し』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

〔未申告の方のみご用意ください。〕

□ 『令和6年分の確定申告書の写し』

□ 『令和6年分の源泉徴収票の写し』(※確定申告書がある場合は不要です。)

〔青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。〕

□ 『事業主の令和6年分確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し等』

〔令和6年中に当町に転入された方のみご用意ください。〕

□ 『令和6年度個人住民税(町県民税)の納税通知書 または 課税証明書の写し』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写しをご用意ください。

□ 『住民票の写し』

□ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備がある場合、支給要件の確認ができず、給付金が支給できません。

申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「**公金受取口座**」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の
給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。